



佐藤氏論文及び一〇六頁参照

図版 グラタ時代銅板文書  
(Epigraphia Indica Vol. XV 所載 Damodarpur 村発見文書)

縮尺七分之六

# グプタ朝（西紀四—八世紀）印度社会の一考察（上）

佐藤 圭 四 郎

【梗概】印度社会の特質とされる村落共同体の史的な究明は、史料の關係で殆んど行はれてゐないが、前回教徒時代の夥しい土地譲与の銅板文書の出現によつて漸く曙光が見え始めた。西紀四—八世紀のグプタ時代は、この共同体の血縁的要素が漸次失はれつゝも尚ほ可成り強固に残存してゐた時代であつて、氏族の分解によつて生れた支族が村の族的結合の中核をなし、それに属する家族の成員と、非血縁的な隷屬民、乃至移住者との弁別が、村の内部の持分地と、村の境界の享受地の間に、又微組織の上に見られ、更に共同体の余剩人口による未耕地の耕作をめぐつて、王と共同体の対立が見られる。そしてかゝる内的な発展を孕みながらも尚ほその機能を果しつゝあつた村落共同体は、回教徒の侵入によつてその内容を一変し、微組織としてのザミンダール制に再編成されるのである。

内容 緒言——一、史料——二、グプタ朝の地方統治

(1) 種族長(samanta) (c1) 郡長(vishayapati)——

三、村落構成員とその性格、(1) 持分 (bhaga) と享受

(bhaga)——(2) 上本号——(c2) 家長 (kutumbin) と隷屬民

(3) 氏族 (gotra) と支族 (kula)——結論。

緒 言

西紀一七六五年、英國東印度会社は、ムガル皇帝 Shah Alam かの Beagal, Bihar 及び Orissa の徴稅權を獲得し、翌年 Clive 卿は Murshidabad の Diwan とな

て、その財政上の実権を握り重商主義を以て之に臨んだ。即ち、印度の実情に疎い英人官吏は、実際の徴税は在来の印度人の収税吏に任せ、私利を営むに急であつたので印度人の怨恨を買ふ結果となり、次に総知事 Governor General となつた Warren Hastings は、極度に疲弊せる Bengal 州の惨状を見つ、印度の実情に則した村落共同体 village community を徴税の単位とし、その徴税額を最高額の応募者に委任し、その任期の間は、その納税額を増加しない代りに、假令乾魃や水害等があつても定められた額を納めしめる責任を負はせた。之等請負人は Zamindar と呼ばれ、爾來その制度は幾多の改訂を加へられたが所謂 Zamindari 制といふ、Raiyatwari 制と並んで現今印度に於ける徴税組織の根幹をなしてゐる。Zamindar という語は回教徒が印度に侵入すると共に齎された Persia 語の Zamin 「土地」に Dar 「所有者」の複合語で、元來「地主」の意である。即ち支配者に賦税の義務を負担する共同責任を負つた村落共同体の代表者といふべき

ものである。但し、数百年に亘る英国の印度統治は、所謂永小作 Permanent Settlement を發展せしめた結果、Zamindari 制の自給自足的共同体の要素を漸次改変し、近代的な意味での土地所有を印度に成育せしめたのであつて、現在、地主といふの Zamindar は、永小作権を獲得した土地を多くの割地に分ち、之を自己に所屬する世襲的は下級地主たる Putni に分ち、その地代を、自己が政府に支払うべき地租を超える一定額に定め、Putni はその主人の例に倣ひ、更にその区域を細分して、同様の条件で一層下級の地主に貸与し、斯くして、Zamindar と直接生産者との間には通常五又はそれ以上の各種の所有者の段階が数えられる。斯かる収利生活者を含み得るのは Bengal などの豊穡な地域であり、Madras, Bombay, Assam, Sind 等の地方に於ては、所謂 Raiyatwari 制が行われてゐる。之は實際に土地を占有し耕作に従事せる直接生産者に地租が賦課せられるものであつて、地主はその土地を自由賃貸・売却・低当・贈与することが出来、小作人たる Raiyat と自由契約を結んでゐる。Raiyat という語も、

回教徒と共に齎された語で、Arabia 語の ra'y 即ち「牧畜する」という動詞から生じた名詞 Raiyat 即ち「畜群」という原義をもち、元来回教徒が納税の義務を負つた非回教徒の隷属民を指したものである。Rajputwari 制は、歴代の英国総督の保護下に近代的な意味での小作人として成長したもので、Zamindari 制よりも新しい形態であるといえよう。

Zamindari 制は、英国の財政政策の上から在来の村落共同体が行政的に再組織されたものであるが、Zamindar の所有地よりの全生産物は共同資産に組入れられ、出費が差引かれた後に家長の間で分配せられる点よりすれば、共同保有の遺制が強く見られ血縁的紐帯を窺わせるものがある。然しながら、更に血縁的な共同家族 joint family の遺制として Pattidari が挙げられる。之は非常な人口過多にも拘らず共同に保有せられている土地が、共同財産 (Shamlat) として強靱に残存し、之が持分 (Patti) に分割せられ、その分配は家長の家系よりの親等に依つてなされ、共同の集会 (Panchayat) によつて村の慣習及び農耕

に関する取極めが行われている極めて血縁的な共同体である。現代印度社会の基盤を構成せるものは之等の共同体であつて、英国は之等の村落共同体を幾つか聚めて之を行政組織の単位とし、之を Zamindari 又は taluk と呼びその上に district (郡) を、更にその上に province (州) を置き、presidency (省) に属せしめてゐる。之等の古代的な要素を濃厚に保持した共同体の存在が印度社会の停滞性を齎したとする所説の可否は暫く措き、吾々は、具体的な歴史的現実として絶えず發展しつゝある共同体の性格を史実を通して捉握せねばならぬ。

西紀七世紀にアラビヤに勃興した回教は、預言者の死後百年以内に、ペルシヤを征服して東はトルキスタンに及び、エジプトを攻略して西は北アフリカよりスペインに至る広大な地域を席卷し、異教徒をして唯一神 Allah に帰依せしめた。西紀八世紀初に、その一部は印度に達し、Sindu を侵したが、Rajputana の沙漠と、強力な Kanauj の Parihal 王国に妨げられて東進し得ず、爾來アラブ人は Gujarat 及び Dakhān の Hindū 諸王と親善關係を保ち

して通商した。

しかるに中央アジアの遊牧的トルコ諸部族が回教化されると共に、十世紀末に、Afghanistan の山中 Gazna に、トルコ人による新しい回教国が勃興し、その王 Mahmūd は偶像破壊者を以て自任し、北印度の覇者 Rājyapūt 諸王を中心とする Hindu の聯合軍を幾度か殲滅し Panjāb を併合するに至つた。爾後北印度に於ける Hindu 人の覇権は終り、Delhi を中心とするトルコ人傭兵出身の君主を戴く回教徒の奴隸王朝が君臨する。中亞のトルコ諸部族の回教化は更にその東北の蒙古人の勃興を促し、十三世紀中葉 Hulagu は Bagdad を攻略し、Abbas 王朝を亡ぼした。十三世紀末に Delhi の奴隸王朝に代つた Haraju 王朝の Alauddin は蒙古人の侵寇を撃退し四方の征服に従事すると共に内政に各種改革を行ひ Hindu 人の回教化に努力した。十四世紀に北印度に君臨した Tughluq 王朝は、更に前朝の政策を前進せしめ、その内治については当時 Delhi に滞在した有名なアラブ人旅行家 Ibn Battuta の記録が詳記している。十四世紀末この王朝の最後の有能な

グフター朝（西紀四一八世紀）印度社会の一考察（佐藤）

王 Firuz Shah 死後の混乱時代と Timur の印度侵入があり、Delhi は假借なき劫奪を蒙つた。十五世紀中葉に Afgan 人出身の Lodi 王朝が成立し愈々回教主義を強要し、十六世紀の Mughal 帝国の成立へと進むのである。約八世紀に互る之等回教徒による印度支配は在来の印度固有の社会に嘗て見ざる深刻な變動を与えたといわれている。それは十四世紀に見られる宗教改革、即ち吠陀を信奉し厳格な種姓カステによる社会階層を紐帯とした印度固有の正統派 Hindu 教と、唯一神 Allah に帰依しその教へに遵う者は民族・社会的身分の如何を問はず平等視する回教、この二つの相對した信仰を止揚し、両教徒の間に何等の差別を設けず、特に貧しき被压迫階級のものゝ靈魂の救済を説く宗教改革者の出現、及びその教えに基く Sikh 教勃興の一事を見るも明かである。吾々はしかし之等の宗教改革を支へた地盤としての印度社会、更にその核心ともいふべき共同体の変貌を注意しなければならぬ。

西紀十三世紀末 Delhi に都した Haraju 王朝の Alauddin は北印度主要部に君臨した最初の有能な回教徒

の君主というべく、四方の経略に従ふと共に、地租・関税等の各種税制を確定し、飲酒・乱婚その他コーランの禁する非行を峻厳に取締つた。就中彼が王位を篡奪した後第一に実施したことは、全国の Rāṭiyat（小作人）に対して Kharāj（地租）を免除したことである。<sup>④</sup> 同時に Hindu の地主 Khūt, Chawdahari, Muqaddam の耕地からは生産物の五割の Kharāj（地租）を徴し、更に家屋税・牧草税及び多数の特殊税を課している。<sup>⑤</sup> 即ち、小作人を保護して地主貴族を制圧してゐるわけである。

Khūt は、本来、村落共同体の成員であつて、共同体の成員たる Rāṭiyat より徴税を行ひ、之を國家に納める半官半民の村落会計官であつて、臨時の雑税 (patti) の徴収に同意することによつて、村に対する増税の爲の新しい土地測量が政府によつて行われることを妨げ、又その額を一時立替えて政府へ支払い、收穫期の如き Rāṭiyat に好都合な時期に之を回収する如き便宜の処置をとることによつて、Rāṭiyat を政府の過度の搾取と破滅から守つた。彼等は、自己の属する村落共同体の内に土地を持つと共に、

Rāṭiyat より徴収した税の一部を給料として受けた。従つて、村落共同体の長である Patel 即ち Zamindār に隸属する地位に在り、又その地位を利用して、Zamindār にとつて代るに至つたものもある。<sup>⑥</sup>

Chawdahari は、一級 Zamindār であり徴税官である Deshmukh に相等するものと、大体 Khūt と類似のものである。<sup>⑦</sup> Muqaddam は、「指導者」「長」の原義をもつ波斯語で、更に「村の貢租を監理する官吏」をも表し、Hindu 語の Patel と同義語である。村落共同体の長として Zamindār と類似の内容をもつ。<sup>⑧</sup>

次に、西紀十六世紀中葉に、父 Baber の後を継いで、Mughal の王となつた Humāyūn が、宿敵 Sir Shah 死後の混乱に乗じて、Kabul より Delhi を奪回するべく Hindūstān に侵入した当時の模様を、彼の寵臣 Jougher が記しているが、その中に次の一節がある。Lahor への Pergunah に至つたとき次のことを發見した。即ち、Afghan の農民が租税を支払う場合には、先づ政府から徴税を請負つた Hindu の高利貸がその税額を立替えて支払い、

然る後に彼等が農民より徴収している為、農民は自己の妻子を質に置くことが古くからの慣習となつていた。そこで同地占領後、自分が最初に行つたことは、空井戸その他に隠されていたすべての穀物を寛め、それを売却して之等の金融業者に支払をし、農民の家族を解放したことであつた。Humayun は大いに喜び、自分を村々の収税官の職に昇任した云々と。⑥ 之等の租税の立替を為せるものこそ、Alauddin が制圧せんと努力した Khut, Chawdhari, Muqaddam 等に当るものであらう。

印度に侵入し之を支配した回教徒の支配者が、之等の大きな勢力をもつ土着の Hindu 地主貴族の制圧に當つて、下級所有者であり直接生産者である Rayat を保護してゐることは、史料の明示するところであつて、彼等回教徒がその帰依者を得たのは、主として、印度の下級種姓からであつたことは、史家の等しく認めるところである。⑦

彼等回教徒は、被征服者たる非回教徒に対しては、人頭税 Jizya を課した。之は、ササン朝、ベルシヤ時代の jizya 更にアラム語の gesith (ā) とその語源を同じくし、本来

グプタ朝（西紀四一八世紀）印度社会の一考察（佐藤）

氏族成員が氏族神に対して行ふ祭祀の際に、その氏族に属さない故に、之に預り得ない隷屬者が、その代償として貢納の形式で納めるものであつて、王権の確立と共に、之に帰するに至つたものである。⑧

回教徒支配の時代には、コーランにその根柢が求められるように、生命と財産を保証する代償として、非回教徒に課せられる人頭税の意味となり、更に、非回教徒が軍役に服さない代償として支払うべき兵賦の意味をもつに至つた。⑨ 人頭税を免れる為、回教に改宗した之等下級種姓は、村落に於ては、直接耕作者たる Rayate、各種手工業者、その他の賤民である。彼等の解放と保護が、村落共同体の成員の変化を齎したことは容易に理解される。

更に印度在来の村落共同体の崩壊を促進したものは、貨幣による租税の徴収である。即ち之迄のように、生産せられた穀物を打穀場に運び、共同体に属する手工業者・奴僕などの非農耕者の持分と、王の持分とを先づ除去した残りをも農耕者の間で平等に分つという方法では不可となり、平均收穫高を計算する為に土地の測量と台帳の作製が必要と

なり、村落会計官を通して之迄行つていたように、共同体成員たる各家族の持分権に対する考慮が払われなくなり、割当てられた総額の徴収が強要せられた。斯くて、一定の割当額が貨幣で定められ、その徴税権が最高額の請負者に短し期限で売渡された。之等の請負人は、自己の取立請負の一部を下級請負人に転貸するを常とし、支配者と耕作者の間に多くの仲間者が介在するに至つた。租税滞納の Raiyat に対する残酷な拷問が、ムガル帝国末期には、公然と認められていた。その結果、村の長に統轄せられ、多分に血縁的紐帯によつて結ばれた共同体の結束は崩壊し、土地は之等請負の金融業者の手に売却又は抵当に入れられ、その本来の所有者は土地より放逐せられるに至つた。

その結果、村落構成員の非常な混乱が生じた。<sup>(1)</sup> 英国は、之等の土地から遊離する Raiyat に保護を加え、その下級所有者の地位に留らしめ、同時に、上級所有者の土地集中に制限を加え、この共同体を再組織して、英国の統治に協力する新地主——所謂「ベンガル地主」として知られる階級を、主として商人その他の投機業者及び地主の内よ

り創り出したのである。そこに一貫して見られるものは、上からの再編成によつて、著しくその性質を變へつゝも尙お強固に存在する共同体の遺制である。回教徒の印度支配がもつ重要な意味は、この古い伝統をもつ共同体を崩壊せしめ、その性質を變せしめたといふことであつて、この歴史的な意味を更に明確にする為には、回教徒支配に先立つ時代の印度社会を再研討せねばならぬ。

註

- (1) Zamindari 制 Raiyatwari 制 Patidari 制に就いては Julius Jolly, *Recht und Sitte* (Grundriss der Indo-Arabischen Philologie und Altertumskunde, II Band, 8 Heft), Strassburg 1896. S. 95—96.  
 B. II. Baden-Powell, *Indian Village Community*. London 1896. P. 9ff.  
 P. Vinogradoff, *Historical Jurisprudence*. London 1920. Vol. I. pp. 325—326.  
 等参照。英国の印度統治初期より之等の諸制度の成立に至る變遷の過程については Pradhanath Banerjee, *A History of Indian Taxation*. London 1930. P. 356ff. 参照。  
 (2) The *Khazā'nah Fatah of Hazrat Amir Khusrau of Delhi*



ed. by Syed Mo'nul Haq. Aligarh 1927. Pers. Text, p. 15, n. 1—2.

Harizt Am'r Khusrav 氏 Alaraddin Khilji の宣徳に仕へたる著名な波斯人の詩人で、自ら従軍してあり、この書の大部分は、戦争の有様を記述してあり、Khazratul Futuh 及び「勝戦の書」の意にあり。(Mohammed Hab 氏 教授の解説参照)

(63) The Tarikh-i-Feroz-Shahi of Zia al-Din Barni, ed. by Sa'iyid Ahmad Khan. Calcutta 1862. (Chiljohtheca Indica XXXIII) Pers. Text, p. 287, l. 9—p. 288, l. 13.

(64) Henry Yule and A. C. Burnell, Hobson-Jobson London 19.3. pp. 480—481. s. v. Khod. 及び Shahpurshah Hormasji Hodivala, Studies in Parsi History. Bombay 1920. pp. 205—206, n. 27, 28. 参照

(65) Hodivala, ibid. p. 205, n. 27. 参照 Munguddam の意味に 〇ムドム Steingass, Persian-English Dictionary. p. 1293. 参照

(66) Tolkereh al Vaki'i or private memoirs of the Moghul emperor Humayun written in the Persian language by Jonker. tr. by Charles Stewart. London 1832. p. 113.

(67) 〇ムドム Julius Germanns, Al-Jah Akbar. aus dem Ungarischen von Kooss S. 44. 参照

(68) Theodor Nöldeke, Geschichte der Perser und Araber zur

Zeit der Sassaniden aus der Chronik des Tabari. Leyden 1879. S. 241, n. 1; S. 246, n. 1. 参照

(69) Ishwari Prasad, History of Medieval India from 647 A. D. to the Mughal conquest. Aligarh 1925. p. 508. 参照  
(70) Baden-Powell, op. cit. p. 157; pp. 221—222. 参照。尙ほ 徴税官吏の職務に 〇ムドム Banerjee, op. cit. p. 353 参照。又 ryot に対して 將士に 〇ムドム Storia do Mogor or Mughal India 1653—1708 by Niccolòs Manucci (Venetian). tr. by William Irvine. London 1906. Vol. III, p. 49—50. 参照

## 一 史 料

Aryan の侵入を以て印度の歴史時代は始ると言つてよいであらう。Zimmer の代表される Rgyeda を根本史料として古ゲルマン民族の共同体との比較に於てなされた精緻な研究 Heinrich Zimmer, Alindisches Leben: Die Kultur der Vedischen Arien. Berlin 1879. は

多くの独逸社会経済史家・法制史家に継承せられ、又 Seebohm による Wales に見られる古く氏族制度の研究 Seebohm, The Tribal System への対比がなされ、又 de Coulangue による古ゲルマンのマルク共同体並にロマンヤ

のミール共同体との対比に於てなされた研究 *Pustel de Coulanges,*

*Questions historique, le problème des origines de la propriété fonciere.* 佐藤 M. Weber の宗教

社会学的研究 *Max Weber, Gesamtelte Aufsätze zur Religionssoziologie. II Band. Tübingen 1921.*

と共に、素朴な共同体理論に対する実証的な反駁となつて現われた。

しかも、吠陀を史料とする研究は、その史料の性質より多くの制約を蒙り、一定の限界を越え得ぬ弱点をもち、又 *Mānva-Dharmasāstra* に代表せられる多くの法典類は、印度に於て特異の発達をなし、社会制度を窺う屈強の史料を提供してあり、*Jolly の研究 Sitte, Strassburg 1897.* は

その代表的なものであるが、多分に婆羅門的思惟によつて彩られており、且つ行政法典としての性質上その編纂年代が明確でなく、歴史的年代の明瞭な根本史料の存在を必須とする。次に *Megasthenes, Plinius, Arrianos, Strabon, Cosmas* 等の西洋古典古代人の旅行記見聞記は、明確な年代の判つた印度側史料の存在を前提とすれば根本史料となる。最近発表された中村元博士の論考 古代インドの統一国家

（社会構成史体）は、所謂 *Asoka* 碑文を根本史料と（系第二部所収）

*Megasthenes, Arrianos* を始めとするほぼ相前後する時代の外国人の手になる根本史料を参照し、*Kautilya の Arthashastra* を始めとする諸史料を綿密に訪採した注目すべき研究であつて、東西を通じ、*Maurya* 王朝史

に關する最も權威あるものであらう。しかし、尙ほ史料の制約を免れない点は認めざるを得ない。又、*Jataka* を始めとする文学書を史料とした研究も行われ、*Fick の研究 Dr. Richard Fick, Die Sozial Gliederung im Nordostlichen Indien zu Buddha's Zeit. Kiel 1897.* はそ

の代表的なものである。中村博士にも同種の研究「インド都市国家と政治思想」（*史学雑誌*五九、一・二・三）がある。しかし、之等は、二次的史料に拠れる点で、参考的価値を有するに過ぎない。

斯かる印度史研究の上の難点を補うものは、前世紀末より印度各地で発見又は発掘された夥しい銅板文書（以下「文書」と略称す）であつて上は *Kushan* 王朝より、下は十六世紀に至る各時代を含み、その大部分は土地譲与の文書であつて、英国人及び印度人の碑文学者によつて、解説・

註釈が施され、Epigraphia Indica (略称 E. I.) ;

Indian Antiquary (略称 I. A.) ; Journal of the

Asiatic Society of Bengal; The Historical Quarterly

of India 等の學術雜誌に続々發表せられてきた。之等文書によつて、当時の印度社会が可成り詳細に知られるのは、

西紀四世紀より八世紀に至るグプタ王朝の時代であつて、

その支配權は、Vindhya 山脈以北の北部印度、所謂 Ar-

yavarta を覆ふ、Maurya 王朝以来の版圖を保持し、そ

の崩壞後、北部印度は再び統一の機会を与られず、以て回

教徒の侵入を迎えるのであつて、この点によつて、回教徒支

配以前の印度社会は、グプタ朝を中心として考察するべき

であり、之を足場として、より古い時に遡り、又回教徒侵

入に至る迄の Hindu 時代に下り得るのである。之等文書

の内、グプタ朝關係のものを J. F. Fleet が蒐集し、註

釈を加へ、Corpus Inscriptionum Indicarum. Vol.

III. (略称 C. I. I.) にて公布せられた。筆者は、Epigra-

phia Indica 廿五卷(1892—1940)を通説し得たので、

Fleet の著書と相参照し、この時代の村落構成を一瞥したるのである。従つて、重点を村落構成の分析に置き(第三章「村落構成員とその性格」)、爾余(第二章)の記述は、村落の考察に必要な範囲内で最少限に留めた。

## 二、グプタ朝の地方統治

西紀四世紀に勃興したグプタ朝は、Samudragupta とその子 Chandragupta II 及び次王 Kumaragupta の時代を盛時とし、次王 Skandagupta より五世紀末の Buddhagupta に至る時代を中期とし、約二百年に亘つて、北部印度に覇を唱えたが中亜より南下した遊牧民族 Huna の圧迫と、国内の土着諸王の強勢化によつて、Narasimhagupta 以後 Jivitagupta に至る十数代のグプタ諸王は、Magadha を中心とする一地方政權に没落し、八世紀中葉に、Pala 王朝によつて占められる。この間、七世紀初葉に、Vardhana 王朝の Harshavardhana によつて一時北印度の統一を見たがその死と共に再び小王国の分立

となり、その間、Rajpūt 諸族が相繼いで、西北印度より Hindūstān 全域に發展し、Kanauj に都せる Rajpūt 諸王朝の繁栄を現出し、以て回教徒の侵入に至る。今考察の対象とするグプタ朝時代とは、Samudragupta より Magadha のグプタ諸王を含むグプタ王朝を中心とし、Chālukya 王朝を始めとする北印度各地の諸王朝を加えた、西紀四世紀より八世紀に至る時代の北部印度を指すのである。

歴代のグプタ諸王は、その直轄領たる Magadha（現 Bengal, Bihar 兩州）及び Varanasi（現西北聯合州）に於ては、之を多くの vishaya(郡)に分ち、vishayapati（郡長）を置いて支配したが、その周辺に在る Pratyanta nipati（辺疆の王）の支配せる地方、例せば Malva より Kathiāwād 半島に及ぶ地域、Vindhuya 北側の Bundelkand を中心とする地域、東部 Assam, Nepāl, Panjāb 等には、土着の王(narapati)が割拠し、グプタ朝の盛時には、グプタ王より vishayapati（郡長）bhogapati（州長）sāmanta（種族長）などの名目上の官を与えられて、

その命を受けているが、実際には、別に自ら vishayapati を任命して統治せしめてゐる。①之等の半独立の土着の王は、すなわち Mahārāja 又は Mahāsāmanta とその尊号を稱してゐる。吠陀に見える rāja は、氏族又は種族の集会たる sabhā 又は samiti の代表者であるが、Zim, A.A.O. S. 部族の長たる王を表すに至り、Asoka 王の 174 参看。刻文の中に、自ら Devānampiya Priyadarśin rāja と稱してゐる。② Kushan 朝時代には、帝号として、rājātīrāja「王中の王」又は rājārāja「王の王」と共に mahārāja「大王」が用ゐられた。Fleet, C.I.I. Vol. III. 所謂、グプタ朝以後、mahārāja は半独立の地方君主の称号となり、帝号として、mahārājādhirāja「大王中の大王」が用ゐられてゐる。

mahāsāmantaは sāmanta「即ち「族長」中の覇者である」、「sāmanta の中の最も秀でたもの」(sāmanta -chūjāmani) C. I. I. p. 223, 14. 又は「天子」の sāmanta の集りの頭上の宝石の光明」(samasta-sāmanta-cakra

-cuṭā-maṇi-prabha) E. I, XIII. p. 213, l. 7. などと記されしる。

彼等は多くの sāmanta を武力によつて従属せしめ、之を

その支配下に置きたのであつて、例えば、六世紀前半に

Malva と輔起し、Hina を撃破して大きな勢力を成した

Yaśodharman は、北部印度の sāmanta を足下に懐伏

せしめた C. I. I. 269、八世紀初の Nepal の mahā

sāmanta Manadeva は、その国の東部に於て謀叛した

sāmanta を武力によつて屈伏せしめたが、更に西部の

sāmanta が命に服せなくなつた I. A. K. 269、七世

紀の西 Chalukya 朝の Pulakesin I 及び Kalachuri 朝

の Buddharāja は、何れも、秀でた武力によつて、すく

つゝ sāmanta の集団を屈伏せしめた E. I, V. p. 312-3; E. I, XI. p. 34, l. 10.

とあり、九世紀の Rashtrakūta 朝 Govinda III は、そ

の従属下に在つた多くの sāmanta を各自の領域へ復帰せ

せた E. I, XIII. p. 244, ll. 12-13. とあるは、その一例である。而して、

之等の sāmanta は多くの場合、一つの種族の族長であつ

て、自己の属するより大きな部族の長である mahāsāma

nta 又は mahā-rāja に対し貢納をなすことにより、之に従属しつゝたのである。

例えば、六世紀に、Vindhya 山脈の一部たる Nāgarīni

丘陵に拠つた Maukharī 族の王 Śardūla は、自ら 'śā

manta 中の最も秀でたものと稱しつゝるが C. I. I. p. 223, l. 4

Vindhya 北側の平地に牢固たる地盤を保有せる Maukh

ari 本族の一支族であつて、本族に対し貢納の義務を負

つた貢納領主であつた。又、六世紀後半、Broach を領有

した Gurjara 族の王 Dadda I の家系(kula)のひしひしと

えらびあつて、sāmanta を稱し、よ北の Gurjara 本

族に対して貢納の義務を負つた貢納領主である。 E. I, XIII. p. 91. 参照

又七世紀頃 Rājputana への Mayūra-bhāṇja (Vindh

ya 東南側)に移住した Śhīodbhava 族の部族長たる Bha

ṇja 家は、この地の二王國を併呑し、Orissa Rāja と稱

したが、その領域内には、Bhaṇja 家に貢納を納めて従属

しつゝる同一 Śhīodbhava 族に属する多くの sāmanta が

あつた。Bhaṇja 家を中心とする彼等 sāmanta 間の結合

の紐帯は、その祖神を共にするとの信仰であつて、各々の

伝承より知られる。E. I, XVII. pp. 231-291 参照。

そつじな等 *sāmanta* は、例えは、七世紀中葉、Nepal 王 *Jishnu-gupta* が、運河の修復費を充てる為に、之迄該運河により灌漑せられた土地より *sāmanta* Chan dr *avarman* に賣せられたる現物貢租 (*pindaka*) を免除しつゝ<sup>I. A., K. pp. 171-172</sup> 参看。ことより知られるやうに、俸祿として、土地の生産物の一定割前 (*pindaka*) を享受しつゝたのである。又、六世紀後半に、中央ベンガルの有力な *Maharāja* たる *Jayanāya* の治世に、彼に従属せる *sāmanta* *Nārāyanabhadrā* が、*Audumvarika* なる *vi shaya* (郡) を享受 (*sambhoga*) しつゝたが、*Vappago shavāta* なる村を婆羅門に譲与し、自己の事務官たる *mahā-pratihāra* (土地の面壁を測り境界を定め土地に關する一切の取極めを記した文書を作る官) に命じて *vishaya* の印を捺し、境界を明記した銅板文書をひくべきを命じてゐる。(E. I, XVIII. p. 63, II. 3-7.) 之により *vī' sāmanta* とつて *vishayapati* (郡長) と同じやうに、郡 (*vishaya*) を統治せるものとあつたことが知られる。そつじな等の多くの *sāmanta* を足下にふまえた

*maharāja* 又は *mahasāmanta* 中の覇者として、グプタ王朝が *mahārājādhirāja* とつて君臨しつゝたのである。(一) 種族長 (*sāmanta*)

*sāmanta* とつて語は「境界」に、接頭字 *sa*「を持つる」の加つたものである。本来「隣人」という意味である。例えは、*Yājñavalkya-dharmasāstra* (以下 *Yajñ.* と略記)、I, 160 に、

「境界の争に於ては、土地の隣人達 (*sāmantaś*)、古老達、その他、「及び」境界に近し土地を耕してゐる牧者達、及び森に住つてゐるすべての人が、「境界を定める人である。」

とあり、*Mānava-dharmasāstra* (以下 *Mn.* と略記) III. 259 に、

「最初からその土地に住んでゐる人 (*manu*) であり、境界の証人 (*simasakshin*) たるべき隣人達」<sup>サキヤクシ</sup>

とあり、又、*Manu* の註釈書 *Mānvartha-muktāvahī* には、

「四つすべての方向の区域 (*dīśa*) に在るものが

隣人達である。」(chatur-dīśaṃ samantād-bhavāḥ

sāmantaḥ) E. I. Vol. XXIV.  
P. 30. 所引。

とあり、Yaj. の註釈書たる Vij aneśvara の Mitaks  
harā には、

「四つの方角の区域に在る隣人とは、四つの方角の区域に於て隣接せる村〔の隣人〕達のことであつて、〔該村を〕取巻く境界を決定せるものである」

(chatur-dīśaṃ samantād-bhavāḥ sāmantaḥ cha  
tashiṣhu dikshv-anantara-grām-ādāyas-te cha  
pratiśiman vyavashitāḥ) E. I. *ibid.*  
P. 30-31. 所引。とあり、

Vj aneśvara には、

「村は村の隣人〔のもの〕なり。土地は土地を名づけし人(『王])〔のもの〕なり。家は家を指定せし人(『家長])〔のもの〕なり。何とならば、〔それらの人は〕すべて〔夫々を〕統轄すればなり。」(Grāmo grāmasya sāmantaḥ kshetram kshetsasya kirtitam | grīhaṃ grīhasya nirḍiśtam samantāt = parirabhya hi || *ibid.* p. 31  
n. 2. 所引

とある。之等の法典その他に見える sāmanta 即ち「隣人」の規定を帰納すれば、「隣人」とは、「その祖先が、その村の形成せられたときからの居住者である、原住民」即ち「maula」であつて、「村の四つの方角の境界が置かれてゐる区域」即ち「dīśa」を媒介として隣接せる村々の居住者であり、且つ、村の境界争ひの場合には、之が証人となつた、村の統轄者、即ち、有力者を意味することになる。

Mn. (IX. 44) に、「土地は森林を開墾した人に属す」とあるように、アールヤ人の土地に対する所有觀念は、最初はその土地を開墾したものが、永久にその土地の所有者である。従つて、最初からその土地に住んでゐるものは、その土地の開墾者又はその子孫を意味する。彼等によつて形成せられたものが「村」(grāma)であつて、この語は本来、建物の集合又は防禦の砦を意味し、そこに居住せるものは、氏族の成員である。Powell, op. cit. 従つて、「隣人」とは、単に「隣り合つてゐるもの」の意ではなく、同時に、「同一氏族に属せるもの」を表す。古典 Katyāyana に「隣接せるもの、彼こそ隣人(sāmanta)なれ。隣接

せるものは、かく最上のもなり。隣接し、親しく結びつける、隣接せるものは、護華の主（「最上なるもの」と呼ばれる。」E. I, ibid. p. 31 所引。

とあるのは、同一氏族に属せる「隣人」を「(自己に)親しく結びつける」(sakta) 「最上のも」(uttara) と讚美したものである。

次に「村の四つの境界が置かれてゐる区域」即ち「disa」を媒介として隣接せる村々の居住者たる彼等 samanta が、何故、「族長」を意味するに至つたのであろうか。この為には、村の境界地、即ち disa の内容が明かにされねばならない。村の境界は、disa 「方処」即ち、一つの区域である。グプタ時代の文書の大部分は、この村の境界地の譲与文書であつて、例えば、Gujarat の半独立王朝 Valabhi 諸王の文書に、

「村」南の境界に於て (dakshtinasimni) 家長 Vāra ka に耕せられしる 120 pādāvarta の土地」C. P. S. I. p. 43, l. 2.

「Devarakshitapātaka 村」の西南の境界に在る (apara-dakṣiṇa-simni) (中略) Gokshb の保有

地 130 pādāv.」E. I, XI. pp. 33-34, ll. 26-27.

「Paralura」村の西の方向の境界の内部に在る (grām-āpara-dig-vibhāga-sim-ābhyantara) 王の

地積は 40 nivartana の黒土の土地」I. A, VII. p. 36, ll. 11-12.

とあるは、その一例であつて、何れも被譲与地が「村の境界に於て」(simni) 又は「境界の内部に」(sim-ābhyantara) 即ち、境界地の内に在ることを明示してゐる。

次に、グプタ文書には、境界地に「共有地」の在ることを記してゐる。例えば、Valabhi 朝の Dharasena II の文書に、

「Vajira 村の、西の境界に於ける (para-simni) (中略) Bhumbhusa なる、共有地 (padraka) に於て、家長 (kūumbin) Bhotaka の持分 [地] (pratrayaya) たる 100 pādāvarta)」C. I, I. p. 166, ll. 24-27.

とある、同く、Dharasena IV の文書に、  
「Vadasomalika 村」の東の境界に於ける (pūrvva-simni) 共有地 (padraka) に在る



dhāshṭi I. A., XV.  
p.340, l. 48.

とある。

padraka は 'padra のよゝ完全な形であつて' padra は 'Monier-Williams の梵英辞典によると「村」又は「入るこゝ」の意である。G. Bühler は「右の Dhārasena IV の文書に見えぬ padraka を現代語の pādār 即ち、「放牧場」の意味に解してゐる。I. A., XV. p. 337.

Wilson Glossary of Indian terms. は 'pādār (即ち pādār) を「共有地」、「未耕の儘になつてゐる、村に隣接した土地」と説明しており、現代の Gujarati 語では 'pādār は「村の境界地」又は「田」の意味に使われしてゐる。

A New Pocket Gujarati-English Dictionary. Bombay. p. 637. 之等の解釈は、何れも聯

関があり、結局「村の境界を含んだ未耕地」即ち、「共有地」のことを指してゐるのである。それは、共同の放牧地に使用せられ (Gm. V. III. 237) 又、村の入口でもある。

印度に於て、門は村の入口を表す語。

更に、右の文書には、その共有地ゴウヨウチの内に持分チブフ〔地〕があることを記してゐる。pratyaya とゞう語は、'√T「帰する」なる語根に、接頭辞 prati「……に向つて」の加わつ

た prati「持分になる」の名詞形で「持分にされたもの」とゞう原義をもつ。そして、他の文書に、

「Valmikatala-vātaka 村に於ける、商人 Aryya の持分地 (pratyaya-kshetra) の譲与を〔認可す〕」

E. I., XV.  
p. 289, l. 4.

とあることより、pratyaya-kshetra (持分地) の kshetra (土地) が省略された形と見るべきであつて、「持分地」のことである。pratyaya とゞう語が、かく「持分地」の意に用ゐられてゐるのは、padraka 「共有地」とゞう語と共に、他の時代の文書に見られぬところだ。この時代の文書に散見するにすぎない。例えば、Dhārasena II の文書に、

「Devārakshitapāraka 村の西南の境界に於ける、

……貯水池の上の部分 (agra) の内側 (udara) に在る Goksha の持分〔地〕 (pratyaya) 150pādāvarta」

E. I., XI.  
pp. 83-84, ll. 26-27.

「Chitrakasthalya 村の北の境界に於る Dhārmika の持分〔地〕 (pratyaya) 100 pā.」 (ibid. p. 84, ll. 23-29.)

なる Dhruvasena II の文書に、

「Tapasiya 村に於ける Dhindaka の持分〔地〕」

(pratyaya) 100pādavarta] p. 107, 117.

とある如きである。

そして、前掲の Dhruvasena II の文書に見ゆるように、<sup>1)</sup> 等の共有地の内に、<sup>2)</sup> kulumbin (家長) が持分地をもつてゐる。kulumbin は後述するように、氏族が分解した血縁集団たる支族の成員であつて、村の内外に持分地をもつ村の成員である。村はこれらの境界地は、本来村の成員が、未分割の儘でその内に持分を有してゐる未製の共有地であつたが後述するように、村の成員の余剰人口及び移住者によつて村内の土地と同じように耕作せられ、占有権が明確になつたと解せられる。

斯くて、グプタ及び以後の文書に村落を譲与する場合に、

「四〇の境界と共に」(chatub-simā-sametam)

E. I, XIII. 「ナムつの側に於ける四〇の境界を附して」  
p. 224, 129.

(chatub simā-samyutani cha samantatah)

E. I, XIII. 「昔から明瞭な境界と共に」(pūrva-  
p. 130, 117-30.

prasiddha-simā-samanvito) p. 215, 117-12.

の如く、単に「境界と共に」とあるのは、「その境界を含む共有地と共に」の意であり、又、

「その固有の境界の端に至る迄の、草、材木、水と共に」

(sva-simā-pariyantas-prina-kashi-odak-

opetah) E. I, XIII.

p. 203, 115-152.

「昔から明瞭な四〇の境界の端に至る迄の、ナムつの産物と共に」(sarva-otpatti-sahitah pūrva-

prasiddha-chatub-simā-pariyantah) E. I, V.

p. 156, 155

の如く、「境界の端に至る迄の……と共に」とあるのは、「村の境界を含む共有地の端に至る迄の……と共に」の意に解すべきである。

次に西紀六世紀初に、Kalinga の Mahārāja Ananta-

varman が、Tontāpara 村を agrahara (婆羅門村落)

となし、八人の婆羅門に譲与した文書に、

「以前から Kharapuri-medamba と〔他の村々と〕

共に加わつて、貢賦を差出してゐた  
この agrahara は〔中略〕ナムつの貢賦を免除し、

Kharapuri-madamba かの能知離 (vinirgata)

(中略) 讀与せられた」 E. I., XIII. p. 116, ll. 9-16.

又あつて madamba 又村 Sivatattvaratnakara 又

「十一の村をよびつ結合せられたものが madamba

と呼ばれる」 (yuktam-ekādāśa-grāmair-madam

bam-parikittam) n. 4. 所引

とある。Mn. (VII, 115-119) に「十ヶ村を以て村落集團の一

単位として、之に「十ヶ村長」(dāśa-grāmikā) を任命す

ることを記してあり、グプタ朝以後の文書にも「十ヶ村長

」と云う語は頻見す。 E. I., IV. p. 250, ll. 47.

又、一ひの村落集團を形成してゐる自然村落群が、 mada

mba とある。次に、右の文書に見える、 sāmānya と

云う語は、 anya 「他」に sam 「共に」の附加した語で、

「他と共にそれを形成せる」ことを表す。従つて、 mada-

mba は、大約十ヶ村程度の村が、相互に結びついて形成

せる村落集團たることを表し、従つてその内の一村を讀与

するに、之をその madamba かの「解き離した」(vinir-

gata) 讀与してゐる。更に、グプタ朝以後の文書に、

グプタ朝(西紀四一八世紀) 印度社会の一考察(佐藤)

「Rāmātirthikā 八十四〔ヶ村〕の中にあつて、〔よ  
び大略して〕 Pangarikā 村 (grāma) の内部に在る  
(abhyantara) Kṛmīkā 村 (grāma) は、……讀与  
せられた」 E. I., XXXV. p. 170, ll. 30-33.

とあり、又、

「君達の郡 (vishaya) に於て、十一の小村 (dvā-  
daśa-pūndi) を附帯した (sahita) Malavelli 又  
は村 (grāma) 」 E. I., V. p. 87, l. 182

とあり、又、

「この境界 (sima) の外部 (vahiṣkṛita) Maitadā  
又 Dvāripāta の中に在る (madhye) 六つの小村  
(ṣaṭ pātākās) が讀与せられた」 E. I., V. p. 185 ll. 47-43

とあり、又、

「Sri-Harsapura 又七百五十〔ヶ村〕の内に  
含まれた Karpatavānija 又八十四〔ヶ村〕に  
属する Ruriddha 又十〔ヶ村〕に含まれた Vyā  
ghrāsa 又十〔ヶ村〕」 E. I., I. p. 55 ll. 33-36.

とある。又、十個内外の村が集合して村落集團を形成し、

且つ、それらの集団は、一つの村を中心として、之に十個内外の小村が附帯してゐるのが普通のものである。之等の小村は、普通 *paṭṭika* とし、文書に見え、村 (*grāma*) と區別せられてゐる。<sup>①</sup>

次に西紀十一世紀中葉に、現 *Bastar* 州を領した *Mad-hurāntakadeva* の文書に、

「空中で生れるもの、地下飲物、象は譲与せられるが、村から外へ出されたものは、王の所有物である」

(*ākāś-otpatti nidhi gaja dattam iti grāmyam vāhyam rāja-dravyam*) E. I, K. p. 130, ll. 23-24

と一節がある。之は古くから伝承せられた諺のようであるが、その意味は、村の内部のものは空中、地上(象)地下(飲物)、を問わず村の所有であつて、王は之に干渉しないが、一度村から外へ出るとそれは王の所有となるということである。村の内外を分つものは境界であり、それは境界地という一つの区域である。従つて、「村より外へ出されたもの」(*grāmya vāhyam*)とは、境界地の外部の森林や荒蕪地を包含せるものとせねばならぬ。九世

紀の *Pandya* 王 *Nripatunga* の文書には譲与せられる村の境界を次の如く記してゐる。

「*Vīlāngāttaṅgadvanur* と *Settuppākkam* の二

村の境界は、東の境界は、<sup>②</sup> 森の境界及び *Nemmalipākkam* 村の境界の西に當り、南の境界は、*Nemmalipākkam*、*Nelvāyippākkam*、*Urattur* の三村

の境界の北に當り、西の境界は、*Mambākkam* 村の境界の東に當り、(中略) — 北の境界は、*Vāgūr* 村

の境界の南に當る。」 E. I, XV. III. p. 13, ll. 56-63.

「*Traippunaicheeri* 村の境界は、東は、村を囲む森 (*nattam*) の西に當り、南は、*Nerunjikurumbu* 村の境界の北に當り、西は、*Vāgūr* 村の境界の東に

當り、北は、*Kirīnāpātti* 村の境界の南に當る。」 *ibid.* ll. 63-66.

と。即ち被譲与の村々の北、西、南は何れも他の村々の境界と接してゐるが、東は何れも *nattam* 「村を取囲む森」になつており、従つて之等の森は被譲与村落の北及び南の村々と接してゐるわけである。従つて、之等の森は、一つ

の村の境界地ではなく、数村の共同の境界地でなければならぬ。村は通常十個前後の村落集團を形成しており、従つて之等の森はそれらの村の村落集團の共有地ともいふべきものである。又六世紀の南 Bengal の Samachāra-deva の文書には、郡裁判所が、境界外の荒蕪地 (khilia) を得たいという婆羅門の申請を認可した一節を、次のように記してゐる。

「郡裁判所の人達は」この要請を受け、『穴の多い猛獣の出没する「土地」は、王に法の功德も収益も齎さない。しかし、もし使用せられるようになれば、土地

は、正しく王自身に収益と法の功德を齎す』と云う(韻句)を思ひ出し「之を認可した」E. I, XVIII. pp. 76-77, ll. 4-17.

かゝる村の境界外の森や荒蕪地は「村より外へ出されたもの」、即ち、王に属すべきものであり、之を耕作せしめれば王に収益を齎すべきものであつた。

かくて、*samanta* の性格が考え直さるべきであらう。

即ちこの語は本来、その土地に最初から住める氏族の成員であつて、村の有力者として、土地その他の境界設立の場

合には、その標識 (*setu*) を決定し (*Mn. III, 232*)、従つて、境界争ひには証人として立会したもので、身分的には一般の村の成員と異ならない「隣人」にすぎなかつたが、村落間の境界争ひには、より大きな村落集團の支配者による決定を必要とし、村落集團の共有地を割占せる族長、即ち王が、この語によつて表されるに至つたものと解される。

## (2) 郡 長 (*vishayapati*)

グプタ時代の地方行政区分は、*vishaya* (郡) が最も普通に文書に見え、之が幾つかの自治的な村落集團を行政的に統轄し、直接に、或は *bhukti* (州) を通つて王に從属してゐる。之等の *vishaya* (郡) の長が *vishayapati* (郡長) であつて、例外なく、郡の行政的・軍事的中心である都市に居住し、こゝから行政を行つた。之等の都市は、城壁に囲まれ、城内に城砦 (*koṭi*) を設けた城砦都市であつて、多く河に臨み、しかもさるときは人工の堀割 (*khali*) を構築して河水を引き、更に灌漑井戸 (*vāpi*) ・貯水池

(*tañga*) ・寺院 (*surasadman*) と集会場 (*sabhā*) 各種公團 (*nānavidh-opavana*) 等をその内に設け、最大なるものは四軒平方に及び、一軒平方のものが普通であつたといふのである。(E. I, XV. III. C. I. I, Vol. II. p. 84-86. C. I. I, Vol. II. p. 70, II. 22-23.) そのうち、都市の居住せる「都市民の諸階級」(*paura-varaṅās*) (C. I. I, Vol. III. p. 60, I. 13.) 又は「都市民の三つの階級」(*paura-trivarṅga*) と「地方民」(*janapada*) とは弁別されてゐる。(E. I, XII. p. 263, I. 26.) 即ち、都市民に關する行政業務は、長官たる *vishayapati* を助け、三つの階級の代表者、即ち「町の組合の代表者」(*nagara-śreshṭhin*) ・「商人の代表者」(*sarthavaḥa*) ・「手工業者組合の長」(*pratham kulika*) 及び書記長 (*prathama-kāyastha*) より成る町の集会 (*nagara-mahatṭara*) に於て決議せられた。(E. I, XV. p. 130, II. 46.) 例へば、郡内の荒蕪地への都市民の移民、関税 (*sulka*) 手数料の取極め、その他、財産相続、姦通者の処罰額等、広般各部門を自治的に処理してゐる。(E. I, XXV. pp. 231-233, II. 23-49.) 當時に於ける手工業者組合並びに商人組合の富裕且つ組織化されていたことは、絹織工の組合並びに油商人その他の

組合によつて大寺院が建立され、又は、金貨その外の奉納がなされたことが文書に頻見し (C. I. I, Vol. III. p. 70, II. 3-10. p. 83, II. 16-17.) (ibid.) 又三六〇の都市の組合の代表者によつて、寺院に土地が寄進せられたといふこと (E. I, XIII. p. 193, II. 11-12.) によつても窺われ、彼等の代表が *vishaya* の行政に預つて大きな勢力を持つてゐたことが理解される。

他方、*janapada* 「地方民」を主体とした村落に対する *vishaya* (郡) の行政は、「法廷」(*adhikaraṇa*) に於て行われ、「裁判長」(*jyeshṭhadhikaraṇajayeshṭha-kāyastha*) を長とし、その下に立つ数人の「郷老」(*vishaya mahattara*) 「村老」(*mahattara*) 及び「司法吏」(*vyaavahārin*) 等 (C. I. I, p. 76-77, II. 49.) により成つてゐた (E. I, XIII. pp. 76-77, II. 49.) 村又は土地の譲与・売買・抵当等に關する銅板文書はこゝで審議せられた後、作製せられた。

*mahattara* は普通 *grāma-mahattara* 「村の長」(と文書に見えるもので、この語は、*maha* の比較級の形で、「より大いなる」「勢力のある」という原義をもち、「最年

長者」「長」の意となつたもので、普通「村老」と訳されてゐる。行政的な「村長」である grāmapati, grāmnika 等が、王より任命せられた村の官吏として、政府への貢賦・刑罰に対する罰金（政府へ納められる）など政府との關係のことを掌り、中央から貢租の一部又は土地を給附せられてゐる (Mr. VII, 115, 116) のと、その性質を少しく異にしており、pa'cha-maṅḍali 又は sabhar 即ち「村の集会」の指導者である。

pa'cha-maṅḍali は、「五」の (pa cha) 区域 (maṅḍala) となつて意味であり、恐らく村落内部の幾個の区域の代表が集會の構成員たりしことに語源が存するのであろう。之は、現今の panchayat 等と同じもので、紛争を仲裁によつて解決し、重要なことの証言又は認可を与える為に召集せられる五人（又はそれ以上）の村の陪審員會である。 Gupta 王 Chandragupta II の Sanchi の石碑文に、「Amrakardava は」 pa'cha-maṅḍali (五人集會) に於て膝まゝして、 25 dināra を [Kākanādabota の僧院に] 贈与せる」 (C.I.I. Vol. III, pp. 31-32, 16.)

グプタ朝（西紀四一八世紀）印度社會の一考察（佐藤）

とあり、七世紀中葉に Nepal 王 Jishnugupta が、村の共同使用である運河修復の管理を、村の pa'calika (五人集會) に委ねてゐる。 (I. A. I. K. p. 173, l. 7c.) sabha と就つては Manvarthamuktavali に

「村・都市などに於る、集會の行われる場所」

(grāma-nagar-ādau niyatam jāna-samūha-sthānam)

と説明せられており、七世紀頃の Pandya 朝の刻文によつて、この集會の決議 (vyavastha) に与るものは、村の土地に完全な持分を所有せることを前提とすることを述べてゐる (E. I. XXVII, p. 8, 參照)。更に、王が讓与をなした場合でも、村會による承認が是非必要であつて、その土地の属する村の集會のみでなく、周辺の村の集會の成員によつても、境界が实地に確認せられることが必要であつた。 (E. I. XXXIV, p. 32, 參照。) このような村の自治的な集會の指導者たる mahattara は多分に共同体的な性格をもち、七世紀中葉の Dharasena II (Valabhi 王) の文書に、讓与せられた境界地の境界を記して、

「東に mahattara(村老) Gollaka に属す (sakra)

土地」 I. A., XV. p. 340, l. 46.

とあり、七世紀後半の Siraditya II (同上) の文書に

「Lushā 村の東南の境界に於て mahattara (村老) Jajiyalluka に耕せしむる (prakrishā) 30pādāva-

rta の土地」 C. P. S. I. p. 49, l. 24.

とあるように、村の境界の土地を保有し、又自ら耕作してゐる。境界地は共有地であつて、それを保有せるは、完全な村の成員たることを示し、多分に血族的な要素を具備したものである。それら各村の mahattara の内から選ばれたものが、vishaya の裁判所の決議に預つたのである。vishaya-mahattara は、他の文書で mahā-manattara E. I., IV. p. 250, l. 47. mahattara 及びは上位の mahāmahattara 及び、詳細は、未詳である。

註

- (一) ①五世紀中葉の Kumāra-gupta の子孫の地 Bengal の Pundravardhana 邦 (bhukti) の支配を委せられた Ch iratadarta 邦 [この邦に於て] (anuvahamāna) 邦に於て Kōivarsha 邦 (vishaya) の vishayapati(地

守)を任命して (E. I. XV. p. 130 ll. 2-4)

②五世紀中葉の Skandagupta の子孫の Māva 及び Kāthiawād 及び各地域の總督 (goptri) に任命せられた Parnadatta 邦に於て「邦中の支配」(nagarasya rakshā) を命じて (C. II. Vol. III, p. 60, l. 12)

「邦中の支配者」を vishayapat (總督) を意味する。

③六世紀後半の、中央 Bengal の有力な王 Jayanaga に於て任命せられた sāmānta Nārāyārabhadra 及び vishaya を享受 (sambhoga) して (E. I., XVII. p. 63, ll. 2-4)

④同様の例を Ep. Ind. Vol. X 冊, p. 76, ll. 3-5; p. 232, l. 53. に見られる。

(二) A Collection of Prākṛit and Sanskrit Inscriptions of Katywar. &c. published by the Bhavnagar Archaeological Department. (總纂 C.P.S.I.) Maura Dynasty. 各碑文の冒頭、及び A. Cunningham, Corpus Inscriptionum Indicarum. Vol. I. Inscriptions of Aśoka. Calcutta 1879. 各碑文の冒頭参照。

(三) Yajñavalkya's Geseztbuch. (Skt. Text.) herausgeg. von Dr. A. F. Stenzler. Berlin 1349. 第「トキハ」に於て。



(4) The Code of Manu. (Skrt. Text) ed. J. Jolly. London 1837. を「チキント」とした。

(12) The Laws of Manu. tr. by G. Bühler. Oxford 1886. (The Sacred Books of the East. Vol. XXV.) p. 300, n. 259.

(6) グプタ時代及び以後の文書には、その土地又は村を *ashta-bhoga* 「八つの享受」と共に譲与することゝ例を多く見る。之は *nidhi* 「鉱物」などの入種の地下資源であつて、一定御前を王に貢する以外は之を享受する。文書にはこの外に被讓与地又は村よりの享受物として次の如きものを挙げてゐる。甘蔗 (*śikhu*)、木棉 (*karpasa*)、*madhuka* 樹、マンチー樹 (*amra*) 等の衣食用の植物。銅 (*loha*) 塩 (*lavana*) などの鉱山 (*akaram*)。草 (*trina*)。牧草地 *gochara* 叢 (*vitapa*)。園地 (*vātika*)。花 (*pushpa*)。木炭 (*oharam*)。正に、地上地下を問はず、土地に関するすべてを含む。そして、文書には「動かぬものも動くものも共に、それ自身境界によつて割られたる、頭上のもも地下のものも共に、過去・現在・未來のすべてのもを得ることと共に」  
CE. I, XVII. p. 276, ll. 9-10. と記するを嘗とす。

(7) 四世紀中葉 Vindhya 東南側 of Vijaya Skandavarman 朝 Chintapura とする *pallika* (小村) を CE. I, XXXV. 又五世紀末の Traikutaka 朝の Vyāghrasena 朝 Purohita とする *pallika* (小村) を p. 221, ll. 9-12. 夫々貢賦を免 *ibid.*, XI.

グプタ朝 (西紀四—八世紀) 印度社会の一考察 (佐藤)

除して婆羅門に譲与してあり、六一七世紀の Pantāb Dyuṭivarman の文書には、「土地 (*bhūmi*)、小村 (*pallika*)、村 (*grāma*)、組合 (*kammanta*)」に關する譲与は、銅板、鉛板、合金板に記した後「譲与せられ」  
*ibid.*, XIII. p. 116 ll. 10-14. とあつて村と區別してゐる。

### 三、村落構成員とその性格

(1) 持分 (*bhāga*) と享受 (*bhoga*)

グプタ朝及び以後の文書には、*bhāga* と *bhoga*、並びにその派生語が屢々相並んで用ゐられてゐる。例えば、土地譲与に關して命令を受ける官吏として、*bhāgika* と *bhoga-ika* (又は、*bhāgin* と *bhogin*) があり、地租に、*bhāga* と *bhoga* がある。この二語は、村落構成員の性格と密接に關聯してゐるのであるが、碑文學者によつては、類似語として取扱われ、内容の糾明は行われてゐなうのである。この両語の相違を知る為には、夫々同一語源をもち *bhaktā* と *bhukta* の二語を比較するのが便利である。 *bhaktā* は *bhāga* 同く、*bhaj* 「分配する」の派生語で、「

分配せられたもの」、即ち「食物」の意であり、bhakta は bhoga と同じく、bhuj「享受する」の派生語で、「享受せられるもの」、即ち「食物」の意をもつ。即ち、共に「食物」に関連し、bhaj は「食物を分配する」の意より「分配せられた食物の持分に与る」の意となり、bhuj は、「食物を享受する」の意となる。「分配せられた食物の持分に与る」ということと、「食物を享受する」ということは、如何なる差違をもつのであろうか。Rg-Veda(i, 127, 5)には、Agni神は、bhakta「食物を分配せられたもの」と abhakta「食物を分配されなすもの」を区別することによつて、彼の恩寵を弘布するものと記されている。<sup>①</sup>

古代印度人は、自己の属する氏族には、それに附著した特定の神の恩寵 (charisma) が備れりと信じ、同時に、それは氏族各員にも備われるものとした。<sup>②</sup> 従つて、氏族神の祭司に預り、祭犠の分配を受け、共食に加わり得るものは、氏族成員のみであり、それによつて、氏族神の恩寵に預り得た。即ち、bhakta とさう語によつて「分配せられた食物に預る」(bhaj) ところの氏族成員が、又、

bhakta によつて、単に「食物を享受する」(bhuj) とするの非氏族員が、夫々表わされる。このことは、同じ語源より出た、bhaga と bhoga にも当嵌めらるべきであらう。之を明かにする為には、文書に見える土地譲与の例を定型に分つて考えるのが便利である。婆羅門に土地又は村が譲与される場合には、個人又は数人に対して、村落の境界地が譲与される場合と、一人乃至数人、或は、数十人乃至数百人の婆羅門に、一村乃至数村が譲与される場合とがある。先づ前者によつて見よう。

七世紀後半、Yalabhi 王朝の Siladitya III が Madarasara という村の北の境界地に於ける五つの小区劃 (kharāḍā) を譲与した文書に、その内の三つを次の通り記して居る。

「第三の区劃は、Kikaka によつて耕されしむる

(prakrishi) 43 pādavarta (土地) とあつて、

(中略) 南は婆羅門 Saṅgaka に属する (sakta) 土地

である云々」<sup>B. I, XXII</sup>  
p. 119, ll. 52-53.

「第四の区劃は、Kikaka に耕されしむる五つ 10pā.

であり、(中略) 西は名蒙(Kula-putraka) Varuna  
に属する prachchihā (未詳) である北は Karkakā に  
属する土地である」 Ibid. II. 54-55

「第五の区割は五の Kikaka に耕せしめしる Spā. に  
ありて、東は婆羅門 Chamasa に属する brahmadeya  
婆羅門に對する特免地  
の土地であり、南は Dāsānaka にしり知  
るれしする (samjīta) brahmadeya の土地である  
西は王の公道であり、北は婆羅門 Sankara に属する  
brah. の土地である」 Ibid. II. 54-55.

とあり、之等の三区割は、Kikaka としり農民によつて耕  
作されてゐる。又、七世紀後半に、同じ Valabhi 王朝の  
Siāditya I が、Lushā としり村の土地ニテ所を婆羅門に  
譲与した文書には、その二つを次のように記してゐる。

「〔村の〕南の境界に於て、家長(Ku'umbin) Varaka  
に耕せしめしる (prakrīshā) 120 pādāv. の土地と  
ありて、その境界は、東に於ては、Devasarnan と  
属する brahmadeya の土地であり、南に於ては、  
Dundasa 村の境界であり、西に於ては家長 Bhataka

に属する土地であり、北に於ては、家長 Ajjasa に属  
する土地である」 C.P.S.I. p. 43, II. 21-23.

「〔村の〕東南の境界に於て、村長(mahattara) Jajjy-  
alluka に耕せしめ (prakrīshā) 30pādāv. の土  
地であり、その東は Jajjyalluka に属する土地であ  
り、南は婆羅門 Damila に属する土地であり、西は  
Jajjyalluka に属する土地であり、北は Jajjyalluka  
に属する土地である。」 Ibid. p. 49, II. 24-26.

とあり、夫々、家長(Ku'umbin) 及び村老(mahattara)  
によつて耕作されてゐる。而して、前者の例によつてみる  
と、所屬者を異にした小区割の土地が錯雑して存しており、  
之等の孤立した幾つかの耕地を一人の農民 Kikaka が耕作  
してゐるのである。後者の場合は、可成り纏つており、他  
の Valabhi 朝の文書から帰納して、大体 100 pādāvarta  
前後が一人の耕作地面積のようである。文書には、右のよ  
うに土地の所有者を以て、「某々に属する(sakta)」とか、  
「某々に耕されてゐる (prakrīshā)」とか、或は「某々  
の持分の (pratyaya)」とかかう場合と、その土地の名に

よひつ、「某々として知られしる (samjñita)」とすう  
場合とがある。而して、土地に名称が附与せられてい  
るとは、その土地が未耕地でなく、何人かに属し、政府の銅

板文書に記載されていることを意味する。 E. I. XV. III. 従つ

て、之等の土地を譲与せられた婆羅門は、自ら耕作するの  
でなく、耕作者たる「家長」(kulumbin)の耕作に委ね、  
その生産物の一定量を享受したに違ひなく。唯、未耕地の  
場合、即ち、Buddha-guptaの治世に Bengal に於て、

村の長老婆羅門が、村会に申請して未耕地を購入した場合

(五世紀末) E. I. XV. 4. 同(南 Bengal に於て、Mahā-

raja Samachara-deva の治世に、郡裁判所が、未耕地

を与えられんことを願つた婆羅門の申請を認可した(六

世紀末) E. I. XVII. 如き場合に始めて婆羅門の直接経営た

り得たのである。それらは何れも、村落の境界地であり、

しかも、村落の成員の何人によつても、持分を要求せられ

ない未墾地であつた。従つて、それらの土地は、例えば、

六世紀初め Valabhi 王 Dhruvasena I の文書で、

「北西の境界に於ける Akhandā の土地、北東の境界

に於ける Akhandā の土地」 E. I. III. p. 321. 113.

の如く漠然と表現し、さてこそ、境界測定と面積の測定が  
必要であつたのである。

即ち、村落の境界地は、本来、氏族成員たる村の成員が、  
未分割の共有地として一定の持分(持分)を有しているのであつて、  
従つてその一部を譲与せられた婆羅門は、文書の上では、  
假令直接経営を許されても、事実上は、上級所有者として、  
その土地の生産物の一定割前を享受するにすぎない。かゝ  
る享受地又は享受権が bhoga「享受」である。

しからば、村落内部の土地はどうであらうか。文書には、  
明確に村落内部の土地が具体的に譲与せられている例を挙  
げ得ないのである。故にこゝでは村落全体が、婆羅門村落  
(agrahāra)として、婆羅門集団に与えられた実例を研討  
しよう。一村全体が agrahāra として婆羅門又は婆羅門  
集団に譲与せられた例は、グプタ朝の文書に可成り多く挙  
げ得られる。例えば Samudragupta の名に借りて、その  
後継者によつて記された文書に、Revatika 村を、婆羅門  
Gopasvāmin に agrahāra とし譲与しつた、  
C. II, Vol. III.  
pp. 256-257.

又、Panjab 東部の王 Samudrasena が、Sulisa 村全体 (aśeṣha) を、婆羅門の団体に、神の agrāhara として譲与せる *ibid.* No. 30. p. 233-239. 如きは、その一例である。但し、譲与せられた村の内部の土地所有関係は、グプタ朝文書には明示したものがなく、後代の史料によつて、之を補つて見たい。グプタ朝以後の婆羅門集団への村落譲与文書には、例外なく、被譲与者たる婆羅門集団の成員各人に対して、「明細に「持分」を指示している。例えば、「八つの享受と共に、二十の bhāga (持分) を譲与した」<sup>E. I., III, p. 237, l. 31.</sup> 又は、「十の bhāga (持分) に分割せられた半分の村に於て、婆羅門達は、等しく (sama) 持分受領者 (bhāginas) である」<sup>E. I., XIII, p. 263, ll. 83-90.</sup> などの諸例より、村が bhāga 「持分」に、又、「村は 83 vritti に分けられた」<sup>E. I., XVI, p. 293, l. 167.</sup> 又は、「各人 1 vritti の保有者である」<sup>E. I., XIII, p. 243, l. 62.</sup> の如き諸例より、村が vritti 「持分」に、又稀には、村が vaṇṭaka 「持分」、或は、aṅga 「持分」に分けられてゐる。而して、東 Chalukya 朝の Vira-Choda の文書で、「[取得分に] 多少あるも (nyun-ādhiṅka-bhāvena) 五三六人 [の婆羅門] に、五四四の数の bhāga (持分) を指定して、(中略) 三つの村を一つとなし (中略) agrāhara となし、之より毎年、bhāga 「持分」につき 1 bhishka の貢賦 (kara) を定めて [譲与した]」<sup>E. I., V, p. 87, ll. 130-134.</sup> と見え、被譲与者の数と持分数は一致しない。更に、Venkata I の文書には、「数ヶ村を合して形成された新しい agrāhara が、二六一の「持分」(vritti) に分けられ、各 vritti は、更に五 aṅga 「持分」に細分せられ、被譲与者たる婆羅門には、aṅga を単位として割当てられており、各 vritti が五人の扶養を担当せしを知らしめる。<sup>E. I., XVI, p. 302 参看</sup> 即ち、最初から被譲与者の数と等しく村を持分 (aṅga) に分割してゐるのでない。被譲与者の家族の成員数に応じて、又被譲与者とその団体内で占める地位の高下に応じて、持分数に相違が生ずべきは当然である。前者の例では、象馭者の (ambashīha) 一持分に対し、Vedānta の教師は二持分を得ている。しかし、問題は、之等の持分 (bhāga) は何を基準として生れたものか、と

う点である。それは必ずや、その村の土地を実際に占有し、耕作してゐる農民の戸数を基準としたものに相違ない。即ち、村内の耕地を占有するものは、後述する如く氏族の分解した支族の成員たる家長 (kūlumbin) を中心とした家族 (kūlumba) であつて、村の内外の土地に完全な持分を有してゐるからである。然るときは、持分 (bhāga) とする語は、上級所有者たる婆羅門の享受すべき生産物を分つ基準たると同時に、更に根源的には、下級占有者たる農民の土地に対する「持分」の基準でもあるわけである。かかる村の成員の村の内部に於ける持分地乃至持分権こそ、bhāga「持分」に他ならなく。

しかるとき、グプタ朝時代の文書に見える各種税賦の内、その意味が明確でなく bhāga と bhoga の内容が理解される。

例えば、六世紀初に、Vindhya 北側の Uchchakalpa 王国の Mahārāja Sarvanatha の村落譲与文書に、

「Asramaka [村] の婆羅門を始めとする、家長達、

(kūlumbinas) 及びすべての手工業者達 (sarva-kārmas) に命令する。(中略) [この村は] udraṅga-  
共に、uparikra と共に (中略) 譲与せらる。(中略)  
よつて汝等は、慣例の bhāga, bhoga, kara, hiranya  
などの pratyāya を差出し「彼等の」命令を聞くに従  
順なるべし」  
C. I., Vol. III,  
p. 127, ll. 7-15.

とある。udraṅga は、「王 (= 國家) の為めに蒐められるを通例とする収穫の持分」  
I. A., XII, p. 170, n. 1. である。upari-kara は「土地所有権を有してゐる耕作者に課せられる貢賦」

C. I., Vol. III, p. 127, n. 1.

kara は、kri「為す」「労働する」の名詞形で、「為すこと」「労働すること」の意をもつ。従つて、kri より派生した語には、「下級労働に従事せることを表せるものが多い。

karshaka (農民) 「鋤く者 Yajñ. I. kshetrakara (農民)

「土地を耕す F. I., XII, p. 40, l. 36.」  
krishivala (農民) 「鋤く者 F. I., XIII, p. 243, l. 56.」  
karuka (手工業者 E. I., XIII, p. 156, l. 26.)  
karmīn (労働者 Yajñ. ibid.)

kinikara (緑儀) E. I, XXV, p. 176, l. 5. kuta-kārika (水運びの婢

Monier-Williams) 等は、その一例である。従つて kara

は本来、「労働奉仕」即ち「力役」を意味し、その免除の代償としての「貢賦」即ち「人頭税」のことである。而

つて kara は hirayā 即ち「貨幣」に於ける貢賦」]と

相對して用ゐられたる時は、kara 代々の dhānya

即ち「穀物」又は meya 「量あるべきもの」(穀物) が用ゐられてゐることよりして、「現物貢賦」の意味をもつこと

がわかる。更に kara は、多くの場合、「すべの kara

(貢賦) と共に」sarva-kara-sametah 或は「すべの kara

を免除して」(sarva-kara-visarjita) とありつて

「現物貢賦」(dhānya) も「金納貢賦」(hiraṇya) も

共に含めて、kara 「貢賦」で表す場合がある。

pratyāya は、「貢納」の意である。

而して、最後に問題の bhāga と bhoga が残される。

前述したように、bhāga と bhoga は、氏族成員と非氏族

成員が、夫々村の内部と境界地に於て有する、持分地又は

持分権と享受地又は享受権を表すべきものである。然ると

きは、税賦としての bhāga と bhoga は、夫々持分地と享受地よりの生産物の一定割前、即ち「地租」の意に解すべきであらう。

更に、グプタ時代の Vindhya 南側の Vātkataka 王朝の文書には、bhāga と bhoga と相當のものとして、kiri

pā と upakiripta が記されてゐる (C. I, II, p. 233, 129; E. I, XXII, p. 172, ll. 22-23)

kiripta は、vkirip 「持分である」の受動態の過去分詞

で、「持分にされたもの」の意であつて、「土地よりの生産物の一定割前」、即ち「地租」を意味し、upa-kiripta

は、土地の所有権を有せざるものよりの生産物の一定割前

を意味する。正に、bhāga と bhoga 及び udraṅga と

uparikara と相當る。 (E. I, XXII, p. 173, n. 3 参照) とつて upakiripta

が、kara (貢賦) とは別個のものであることは、同じ文書

に「すべの kara を支払ふことなぐ」(a-kara-dāy) と、別に kara が記されてゐることによつて明かである。

斯く解するときは、右の文書には、同一内容をもつた兩種

の税賦が相並んで存することに気がつく。即ち、

udraṅga 又は bhāga 「土地よりの生産物の一定割前」

uparikara 又は bhoga。「土地所有権を有してゐる耕作者に課せられる一種の貢賦」。

そして、右の文書には、更に被讓与者に対し、

「慣例の、王に属すべきでなく(rāj-ābhāva) kara

(貢賦)の貢納(pratyāya)は得るべきでなく」

とあり、慣例として之を遂王に貢納せられていた貢賦の外

に、被讓与者が、更に余分な貢賦を課することを禁じてお

り、又、七世紀初の Harshavardhana の文書には、

「[Somakundakā村を]チキトの、王室に属するべき

とあり、更に以後の文書には、

〔讓与する〕」<sup>E. I, VII, p. 153, l. 11.</sup>

「王室に属するべきでなくの貢納と共に」(rāja-kulīya-

samasta-pratyāya-sametā) <sup>E. I, XVII, pp. 321-322, ll. 35-36.</sup>

「王に取得せざるべきでなくの貢納を附して」(rāja-

grāhyeṇa sarveṇa pratyāyena samanvitā) <sup>E. I, XXII, p. 154, l. 25.</sup>

「チキトの、王の税(rāja-bhoga)・[現物]貢賦

(kara)・貨幣【の貢賦】(hiraṇya)など」の貢納

と共に」(samasta-rājabhoga-kara-hiraṇya-pratyāya-sahita)」

とあり、之等の貢納が、王即ち「王室」(rāja-kula)に

属すべきものであつたことを示してゐる。しかるときは、

之に相對して用ゐられてゐる udraṅga 及び uparikara

は、國家に属すべきものとすべきであらう。斯く解すると

き始めて、前述の Sarvanatha 文書(五二頁)の表す

内容が納得される。即ち、之を國家に納められていた

udraṅga (地租)及び uparikara (貢賦)を免除して、之

を遂王に納められていた bhāga 以下の pratyāya(貢納)

を受ける権利を被讓与者に与える。因つて汝等(農民や手

工業者達)は、慣例として王に納むべきであつた bhāga

以下の貢納を、被讓与者に差出すべし。とさう意味である。

次に、之等の王室に納めざるべき pratyāya(貢納)が、

「慣例の、村の貢納」(samuchitā grāma-pratyāya)」

<sup>C. I, I, p. 257, ll. 11-12.</sup>と記されてゐる点に注意されねばならぬ

である。即ち、村より王室への貢納とさう形をとつてゐること

である。こゝに於て始めて、グプタ朝文書に見える徴税官



と)の bhāgika や bhogika' 及び bhāgin や bhogin

の存在の意味が理解される。Gujarāt の Valabhi 王朝の Dharasena Ⅲ 文書には、土地譲与に關係ある諸々の官吏を列記してゐるがその内、' dhruv-adhi-karavika' 「dhruva の監督者」という官吏がある。C. I. 1, p. 166, l. 20.

之は、現今尙ほ Kāthiāwād や Kachh 等の現物納税をする農民によつてつくられた穀物の生産物の内の王 (即ち、国家) の分前の徴収を「土候の爲に、監督する者」<sup>I. A. V. p. 205.</sup>を表す語として用ゐられてゐる。Kālhaṇa の Rājataran-

gini とは、' khala-pāla' 「打穀場の番人」という語が見え、Aurel Stein の註釈によると、古代印度の地租制度では国家の持分が持ち去られる迄は、生産物は村人によつて打穀場より移動するを許されなかつたが、之が為をれ終る迄に長時間が経過するので、特別の監視人を雇つて番をさせ、とゞわれてゐる。<sup>⑤</sup>しかるに、之等の政府の徴税官の外に、' bhāgika' や 'bhogika' が相並んで文書に見えてゐる。例えば、六世紀より七世紀にかけて Amora に拠つた Dyuti-varman の譲与文書には、命令を受ける關係者の中

に、

「vishayapati (郡長) ' bhogika' bhāgika' dānda-vāsika (司法官) ' kaulika を始めとして、爾余の隸屬者、及びすべての郡の長 (vishaya-pradhāna) 等の他、近隣の家長達 (prativāsi-kūṭumbinas) p. 115, l. 20.」<sup>E. I. XIII.</sup>とある。又、その子 Vishnūvarman の同種文書にも

「bhogika' bhāgika' karika' kulacharika (支族の成員の長達) ' を始めとする家長達 (kūṭumbinas) 」<sup>ibid. p. 119, ll. 8-9.</sup>

とある。又、之と同じものに、' bhāgin や 'bhogin があり、例えば、五世紀より六世紀にかけて Kālīṅga に拠つた前期 Ganga 朝の Anantavarman の文書に、

「vishayapati (郡長) ' grāmapati (村長) ' bhāgin [達] bhogin [達] など郡の人々 (vishaya-jana-padas) 」<sup>E. I. XXIV. p. 135, ll. 10-11.</sup>

とある如きは、その一例である。之等の四の語の内、' bhogika' は、後述の西 Chalukya 朝の Buddha-varasa の文書に見えるように、支族の長達 (kula-pradhānas) と

共に、譲与せられた土地の面積を測り、境界を測定してゐる。E. I. XIV. p. 159, II. 23. 24. じこじとは、同く bhogika が、土地譲与文書を起草するものとして文書に懸見することゝ符合し、何等かの土地関係の官吏であることを示してゐる。Vaidya 氏によると、bhogika とじう語は、bhoga（即ち「原則」として土地の生産物の六分の一を現物で徴収する国家（王）王は生産物の六分の一を徴し Qm. VII. 130. 故に、王を「六分の一持分者」(shadbagin) とあつた。の持分」の徴収者」を表し、bhoga とじう語は「土地所有者が、土地を耕作してゐる小作人より受取る、通常六分の一の持分を表す語として、今尚ほ Kathiawad に於て使用せられてゐる。E. I. XXIV. p. 134. 参看。じこじとは、文書より帰納したところと相補つべきものであつて、徴税者である為に、土地譲与の場合には、土地の測量、境界の測定に立会し、又土地文書の作製にも當るものである。但し、之等は何れも bhogika が単独で使用せられてゐる場合であつて、従つて bhagika との關係は不明である。

次に bhogin とじう語は、後代の文書に、

「Arttami 郡 (vishaya) の maha-mahattara (大

村老) bñhad-bhogin (大 bhogin) pustaka-pāla (主簿) kutakola (不詳) など官吏 (ādhi-kara na) に「命令する」] E. I. VI. p. 142, 125.

と見える。maha 及び bñhad は、何れも「大なる」の意をもつ尊敬を表す形容詞である。之よりして bhogin は、村老 (mahattara) と共に、村に關する「吏員」(ādhi-karana) であることが知られる。このことは、後述の Buddhavarasa の文書に見える bhogika が、「十二村落集團」(dvadasa-grāmi) に属してゐることに符合する。しかし、之も bhāgin との關係を明示してゐない。

即ち、右の四の語の内、bhogika 及び bhogin は、村の徴税吏であることがわかるが、何れも、それと相違んで用ゐられてゐる bhāgika 及び bhāgin との關係を明示してゐない。bhāgika と bhogika を明載したのは、恐らく、Vogel 教授が最初であつて、前者を「土地所有者」(land owner)、後者を「土地保有者」(land holder) と規定してゐる。この規定は偶々筆者の bhāga 及び bhoga に就つて前に爲した規定、即ち、前者は、「土

地の所有権をもつた氏族成員の村落内部に於ける持分地、乃至持分権」を、又後者は、「土地の所有権をもたない非氏族成員の村落外部の境界地に於ける享受地、乃至享受権」を表すとせるに符合し、bhāgaの所有者(owner)がbhāgikaに、bhogaの享受者、即ち保有者がbhogikaに、相當する。しかし、今こゝで取扱えるbhāgikaとbhogikaは、村の徴税吏であつて、右の如き一般的意味で用ゐられてゐるのではない。しかるときは、bhāgikaとbhogikaの原義よりして、前者は、村の内部の持分地の徴税を掌る吏、後者は、村の境界地の徴税を掌る吏と解すべきであらう。斯かる徴税吏は、自ら該村落の成員であり、且つ有力者である。AlmoraのVishnuvaamanの文書に、

「bhogika Gellanannakaの兄弟によつて譲与せられた、Ikhairiの種子を降く〔広さの〕土地、……… bhogika Varahadattaの持分(pratyaya)の多く

の土地は、〔譲与せられる〕 E. I, XIII, p. 119, ll. 16-23.

とあつて、bhogikaは境界地に多くの「持分〔地〕」

グプタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤)

(pratyaya)を有してあり、又KalingaのGanga王家のAnantavarmanの文書には、

「〔Kindeppe村に〕Achantaपुरaのbhogikaたる〔婆羅門〕Matrisarmanに譲与せられる」

E. I, XXIII, p. 60, ll. 9-10.

とあつて、bhogikaが一村を享受してあり、又、同じ王朝のHastivarmanの文書には、

「〔Rohanaki〕村に於ける(grāme) ghalaの土地を別の区割となし、(中略) bhogika Buddha-manchiに勧告せられた〔prati-bodhita〕我々によつて〔Narāyana神に〕譲与せられる」

E. I, XXIII, p. 66, ll. 11-17.

とある。王に寄進を勧告するのは、文書に於ては、Mahārāja (E. I, XVII, *ibid.* XVI, p. 322, l. 37.) gajapati (p. 350, l. 69.) の如く、何れも官爵を有せるもの、乃至は婆羅門であつて、その地位のあることを示してゐる。

以上によつて、村の税賦の内、国家に歸するものはudraṅga(地租)及びuparikara(貢賦)は、dhruv-ādhi-kara-

nika などの政府の官吏によつて、又、王室に歸すべき、

bhāga 及び bhoga (地租) 'kara (貢賦) などの「村の

貢納」は、村の成員にして、有力者であり、政府より任命

せられた半官半民の村の吏員たる bhāgika (土地所有者)、

及び bhogike (土地保有者) を通じて徴せられたことが知

られる。即ち、之等の bhogika 又は bhāgika は、六一

七世紀の Panjāb の Vishnuvarman 文書で、

「bhogika' bhāika' karika (未詳) kulacharika-pra-

dhāna (支族の成員の長達) ' nāch' kutumbinas

E. I, XIII.

(家長達)」 p. 119, l. 3

とあるより知られるように、' kurumbinas (家長達) 、即

ち村の内外に持分地をもつ氏族成員中より選ばれたもので

ある。即ち、前掲の Mahārāja Brahmadatta の文書で、

「官吏の家長」(adhikarāna-kutumbinas p. 136, l. 10.

とあるもの、' grāmika (村長) ' mahattara (村老)

などと共に、「一般の家長」(prakṛiti-kutumbinas)

E. I, XV. の内より選ばれた、村の有力者である。

p. 136, l. 3.

註

(一) M. Das Gupta, 'Sradha and Bhakti in Vedic Literature, p. 322. (The Indian Historical Quarterly. Vol. D)

参照。

(二) M. Weber, aa.O. S. 67. 参照。

(三) A. Stein, Kalhanas Rajatarangini. Vol. II. p. 99, n.

1245-7 参照。

(四) Prof. Vogel, Antiquities of Chamba State. Part I.

p. 122. (E. I, XIII. p. 117, n. 4. 所引)。本書を見るを得

なうのを遺憾とする。但し、教授は、南印度の史料によつ

て、この結論を得られたようである。

執筆者紹介

小葉田 淳 京都大学文学部

広実源 太郎 和歌山大学文学部

佐藤 圭 四郎 京都大学文学部

和田 俊 二 滋賀大学経済学部

池田 誠 京都大学文学部

の知つてゐる編年の研究の結果と差がある様で、ひいてオホーツク式土器の編年の位置についての把握も不明確な点が多い様に思はれる。更に又遺蹟の性質から墳墓、堅穴等の一括遺物を中心に精細な型式学的研究に及ばれる事があれば一層完全なものになつたのではなかつたかと考えられる。とまれオホーツク式文化の最良遺蹟の資料集が六二頁にもわたる豊富な図版——中には数葉故杉山寿榮男氏の図があつてわれわれを懐古の気分にかさつてくれるものもある——を主として出版されたことは学界の為に喜ぶべき事と言はねばならぬ。最後に余り豪華な為われわれ貧書生にとつて高峰の花である点が現下の状態のもと余儀ないとしても本書の唯一の欠点であると思はれる。(版・網走郷土博物館、野村書店 本文82図版62、頒価二〇〇円)

—坪井 博足—

× × × × ×

口 絵 解 説

グプタ時代の銅板文書

グプタ朝及び以後の印度に於ては、土地又は村落の譲与売買抵当の場合には、多く銅板に所定の事項を刻し、之を郡又は政府に保管し、後日の証拠書類とした。地券に当るものである。之には郡又は政府の印が捺されてあつて、この発行によつて、公式のその上級所有権が認められたことになる。その形式は一定しておつて、最初に、その譲与その他の行はれた時の統治者たる王とその系譜並びに紀年を記し、次に之を行方人の系譜を記し、次に証人として関係者を列記し、次にその譲与その他に伴う税賦その他の具体的な内容並びに境界を詳記し、最後に、該文書の起草者と伝達責任者を記している。婆羅門がこの種の銅板文書を偽造し、免税の特典を享受しているのを知つて、ハルシヤヴァルダナ(戒日王)が、その文書を破壊したことを記した文書がある。之等文書は大抵銅板であるが、他の金屬との合金もあり、黄金のものも現存している。之は銅職人その他之を専門とせる下級職人によつて刻せられ、税賦の変更によつて、後の時代にその箇所を抹殺し、新しい税額を刻したものも現存している。

(佐藤幸四郎)

銀製錬の図

これは銀製錬の最終工程を示す図である。南蛮絞りにかけた灰吹銀を採る工程はこの絵巻の、この図に先立つ二枚の図に示されている。

(1) 合かね(含銀銅と鉛)を南蛮絞りにして、銀鉛の湯は一緒にになり、鉛壺に落ちて形如くに相成候を垂銀と唱え、此品灰吹床に荒灰吹銀にて吹立て、銅は右南蛮床釜の中にしつらえ候事。

(2) 前条垂銀と唱え候品を、灰吹床にて荒灰吹銀に吹立、鉛者灰之中に有之候に付、灰籠に取上げ留粕と唱え留置き、為粕流と申太床にて銀吹取候事。右の工程に次いで最後に上質の銀をとる工程がこの図である。それは

(3) 鍋三四升入位成を居、重灰一盃入炉作いたし、真中に上銀の本形を以窪を拵、荒灰吹銀を入置吹子管拵差当て上銀に吹立候事

とある。

これは近世後期の生野銀山の製錬工程を示すものであるが(生野鉱業所蔵)、院内銀山の場合も原理的には同一であつた。

(小葉田 淳)

---

## ENGLISH SUMMARY

---

Vol. XXXIV No.4 1951

---

### Studies in the Innai Silver Mine

*Atsushi Ohada*

The history of mining in Japan is a field hitherto little explored. The history of mining, especially the increase in the production of precious metals in the XVI-XVII centuries in Japan, is an important historical problem, because it is an important historical problem, because it is closely connected with the economic development of this country in modern times and, in this sense, with world history. When we take up the problem of silver production at the Innai mine we have to make investigation into the system of ownership by the feudal lord, the mode of production, etc., in the light of the stages of development of mining in Japan. This naturally leads to the comparison of the Innai silver mine with other mines. In view of the fact that there are only few mines whose historical records are better preserved than the Innai mine, a close investigation of its history seems to constitute the prerequisite to understanding the development of mining in Japan. The present article consists of four chapters: I. The Mechanism of Ownership; II. The Form and System of Production; III. Trends in Silver Production; IV. The Structure of the Mining Town. In the present number appears Chapter I, which deals with the administrative system of the Mine under the feudal lord and his incomes arising from the ownership. It may be noted that the system of mining

here described of the Innai mine represents one of the mines of most common type, though there were, of course, exceptions.

### A Study of Social Structure Under the Gupta Dynasty (VI-VIII Centuries)

*Keishiro Sato*

The discovery of a number of deeds inscribed on bronze plates dated pre-Islamic ages in India seems to throw a new light on the study of the village community in India, which has been little explored due to scarcity of data. During the period under the Gupta dynasty, IV-VIII centuries, blood relationship as binding forces of the village community persisted, though declining, and sub-clans splitted from the original clan constituted the kernel of village association. In the village there was discrimination between the full members on the one hand and the unfree men and immigrants on the other. Such discrimination will be seen in the mode of allotting land, i.e. allotment within the boundary of the village and that on its border, as well as in the taxation system. Antagonism between the king and the village community emerged as the result of dispute over the right of cultivating uncultivated soil. In spite of such burning problems the village community had continued to grow until the Muslims invaded India and effected a wholesale change in social structure, imposing the Zamindār as a new taxation system.

### The German Empire and the Culture Struggle.

*Gentaro Hirozane*

It is generally accepted that Bismarck's so-called Culture Struggle